

柏市立学校施設個別施設計画改定業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和6年4月

柏市教育委員会教育総務部教育施設課

— 目 次 —

1	目的・概要	2
2	参加資格	3
3	全体スケジュール	3
4	配布資料（資料，様式）	4
5	質疑回答	4
6	参加書類の提出について	5
7	提案書等の作成及び提出	5
8	審査及び審査項目	5
9	業務提案書・プレゼンテーション審査の実施について	8
10	審査結果について	9
11	失格事項	9
12	契約手続きについて	9
13	その他	9
14	担当窓口	10

柏市教育委員会教育総務部教育施設課

1 目的・概要

(1) 業務件名

柏市立学校施設個別施設計画改定業務委託

(2) 目的

柏市では、平成31年3月に策定した柏市立学校施設個別施設計画に従って、学校施設の老朽化状況の把握を行い、安全性を確保した上で、中長期的な更新・維持管理費、さらには学校施設運営全体におけるトータルコストの削減や財政負担の平準化を図りながら、各学校施設の改築、長寿命化、大規模改修、修繕等の取組を進めてきました。

計画から5年が経過した現在、財政状況の動向や国の補助制度の変更、児童・生徒数の推移といった教育環境を取り巻く変化に柔軟に対応する必要があることから、令和6、7年度に計画の見直しを行うものです。

(3) 対象施設

小学校42校、中学校21校、高等学校1校及びその施設に付帯するすべての設備とします（給食室、屋内運動場、武道場、プールを含む）。

(4) 業務概要

建物の情報（劣化状況、修繕・改修履歴等）を更新し、過去の改修履歴よりコストと工事内容の分析、及び修繕・改修・建替のシュミレーションを行うことで、コストの平準化や改修内容を見直し、施設整備実施計画の改定を行います。

(5) 仕様書

仕様書は、「柏市立学校施設個別施設計画改定業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおりですが、契約の相手方には選定した受託予定者の業務計画書の内容をふまえ、業務内容を調整した上で契約締結時に示します。

(6) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）までとします。

(7) 予定金額（上限金額）

26,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（年度別内訳）

令和6年度 13,350,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度 13,350,000円（消費税及び地方消費税含む）

※令和7年度は債務負担行為を設定

2 参加資格

本プロポーザルの参加者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「委託」又は「測量・コンサルタント」に登録があること。
- (2) 参加者は、官公庁における学校施設個別施設計画のコンサルティング業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公募開始日前6ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにしたものに該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争参加資格者として、再度確認を受けた者を除く）に該当しないこと。
- (6) 柏市建設工事請負業者指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (7) 事業共同組合等が参加する場合、その構成員ではないこと。
- (8) 次の技術者の配置を満たすこと。

受託者は本業務において「管理技術者」及び「主任技術者」を定めなければならない。本業務における「管理技術者」及び「主任技術者」とは、次の事項を満たす者とする。

ア 管理技術者

- (ア) 管理技術者とは、業務従事者を監督し、本業務の総括を行う者をいう。
- (イ) 管理技術者は受託者の社員とする。
- (ウ) 下記の主任技術者と兼任していないこと

イ 主任技術者

- (ア) 主任技術者とは、技術上の管理を司る者をいう。
- (イ) 主任技術者は受託者の社員とし、一級建築士であること。

3 全体スケジュール

- (1) 公募開始 令和6年4月30日（火）
- (2) 質疑受付開始 令和6年5月2日（木）

- (3) 質疑締切 令和6年5月10日（金）
- (4) 質疑回答（ホームページ公開） 令和6年5月16日（木）
- (5) 参加書類受付開始 令和6年5月17日（金）
- (6) 参加書類締切 令和6年5月28日（火）
- (7) 参加資格審査結果通知 令和6年6月3日（月）を予定
- (8) 業務提案書、プレゼンテーション資料提出期限 令和6年6月18日（火）
- (9) 業務提案書・プレゼンテーション審査 令和6年7月3日（水）を予定
- (10) プレゼンテーション審査結果通知 令和6年7月11日（木）を予定
- (11) 契約締結 令和6年7月31日（水）を予定

4 配布資料（資料，様式）

- (1) 柏市立学校施設個別施設計画改定業務委託公募型プロポーザル募集要領
- (2) 柏市立学校施設個別施設計画改定業務委託仕様書（案）
- (3) 質疑書（様式1）
- (4) 参加意思表明書（様式2-1）
- (5) 誓約書（様式2-2）
- (6) 会社概要説明書一式（様式2-3～様式2-6）
- (7) 業務提案書一式（様式3-1～様式3-9）
- (8) 辞退届（様式4）

5 質疑回答

この募集要領及び仕様書（案）等の内容に不明な点がある場合は、質疑書（様式1）を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年5月2日（木）～令和6年5月10日（金）正午まで

(2) 質疑書提出先，提出方法

「13 担当窓口」に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出してください。また，提出先に電話で到達確認をしてください（誤送信等により未着の場合には質疑回答を行いませんのでご注意ください）。

(3) 回答日

令和6年5月16日（木）

(4) 回答方法

質疑に対する回答は，ホームページ上において公表します。

6 参加意思表示について

(1) 提出書類

次のア～ウに掲げる書類を持参又は郵送にて提出してください。

ア 参加意思表示書（様式2-1）

イ 誓約書（様式2-2）

ウ 会社概要説明書一式（様式2-3～様式2-6）

(2) 受付期間

ア 持参の場合

令和6年5月17日（金）～令和6年5月28日（火）正午まで

※土日祝日を除く

イ 送付の場合

令和6年5月17日（金）～令和6年5月27日（月）（必着）

(3) 提出先

「14 担当窓口」のとおり。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認してください。なお、契約後、業務実施時における法令適合の責任は、契約事業者に属することとします。

(5) 参加資格の可否

提出書類により参加資格の審査を行い、令和6年5月31日（金）（予定）までに参加意思表示をした全ての者に対して参加の可否を電子メールにより連絡する。

(6) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式4）を柏市教育委員会教育総務部教育施設課に郵送又は持参により、令和6年6月19日（水）までに提出してください。この場合において、参加の辞退は撤回することができません。プロポーザル参加を辞退した場合、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはありません。

7 業務提案書の作成及び提出

参加資格審査を通過した者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 業務提案書一式（様式3-1～様式3-9）

業務提案書は様式集に定められたスペースに作成すること。また、様式ごとにインデックスをつけること。

(ア) 業務提案書は、1部ずつファイルに閉じること（ファイルの表紙及

び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと。）

- (イ) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。
- (ウ) カラー刷り，写真・絵・図・表等の挿入は可とするが別紙添付は不可とする。
- (エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- (オ) 日本語で作成した上，ページ番号を付する。

イ プレゼンテーション用資料

(ア) A4判で作成し，1部ずつファイルに閉じること（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに，副本については部ごとに整理番号をつけること。また，出力は両面コピーとし，会社名は記載しないこと。）

なお，A3判の資料は，折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。

- (イ) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。
- (ウ) ページ数は20ページ以内とする。表紙及び目次は，枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- (エ) カラー刷り，写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- (オ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- (カ) 日本語で作成した上，ページ番号を付する。

(2) 提出部数

正本1部及び副本5部（副本は複写可） 計6部

(3) 受付期間

ア 持参の場合

令和6年6月4日(火)～令和6年6月18日(火)正午まで
※土日祝日を除く

イ 送付の場合

令和6年6月4日(火)～令和6年6月17日(月)（必着）

(4) 提出先

「14 担当窓口」のとおり。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。また，参加者に無断で本事業の選定以外に使用しません。

イ 提出された書類は，プロポーザル審査のために複製を作成することがあります。また市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用で

- きるものとしします。
- ウ 提出内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権及び商標権等，日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法等を使用することにより生ずる責任は，原則としてプロポーザル参加者が負います。
- エ 契約事業者は提案書の内容を確実に履行してください。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行ってください。なお，提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがあります。
- オ 提案書の提出は，1者につき1案としします。

8 審査及び審査項目

(1) 柏市プロポーザル方式選定委員会

事業者の選定は，柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市立学校施設個別施設計画改定業務）（以下「選定委員会」という。）において行います。

(2) 参加資格審査

事務局は，提出された参加意思表明書等を確認し，参加資格要件を有しているか確認します。

(3) 業務提案書・プレゼンテーション審査

参加資格審査を通過した参加者は，業務提案書・プレゼンテーション審査を行います。

選定委員会は，提出された業務提案書，プレゼンテーション用資料及びそれに関する質疑内容等について審査評価基準に基づき評価を行います。

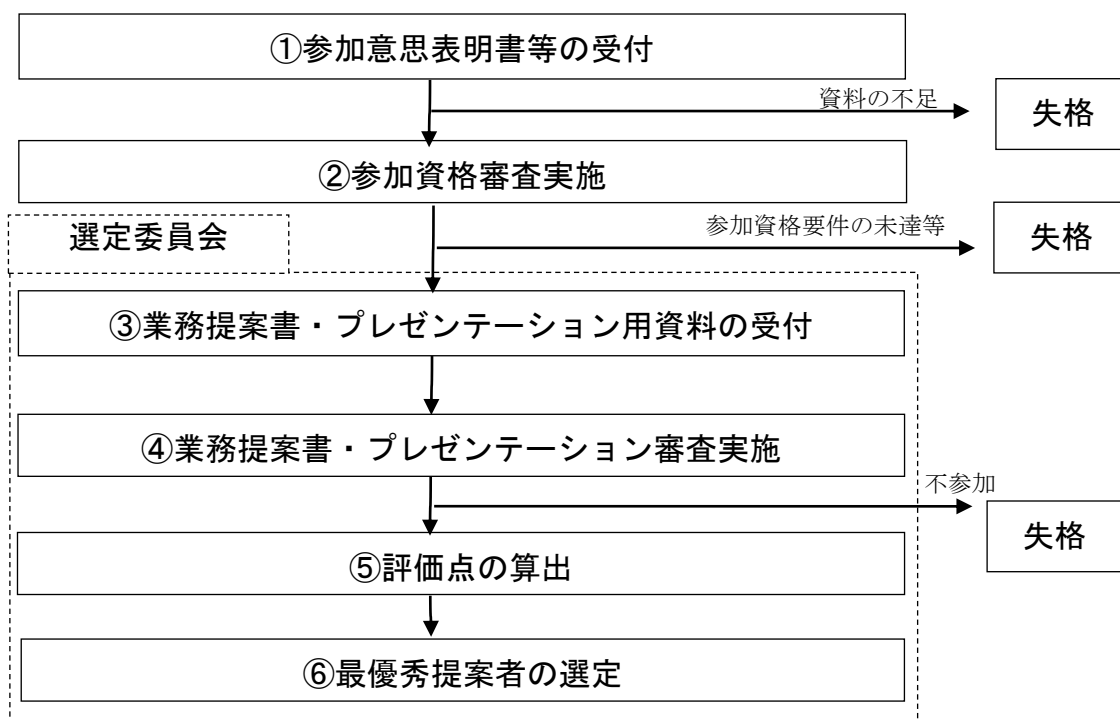
(4) 最優秀提案者の選定

業務提案書・プレゼンテーション審査により，業務遂行能力，業務計画内容，価格等を総合的に評価し，評価点がもっとも高い参加者を最優秀提案者として選定します。

業務提案書・プレゼンテーション審査に進んだ応募者が1者であった場合には，技術評価の点数が満点（100点）の60%以上であれば，当該応募者を最優秀提案者として選定します

また，評価点が同点となった場合は別紙1の審査項目「個別施設計画の内容について」において評価点がもっとも高い参加者を最優秀提案者として選定します。

最優秀提案者選定までの流れは、次のとおりです。



(5) 審査項目

評価点の項目は別紙1のとおりです。

9 業務提案書・プレゼンテーション審査の実施について

(1) 日時，場所

令和6年7月3日（水）を予定

※時間，場所については参加資格審査を通過した参加者に個別に通知します。

(2) 進行

業務提案書，プレゼンテーション用資料に基づく参加者からの説明（20分）を行った後，質疑応答を行います。プレゼンテーション全体の時間は，参加者につき30分程度とします。

(3) その他

ア プレゼンテーション当日の参加人数は3名以内とし，説明員は受託した場合に予想される管理技術者とします。

イ 説明にあたっては，事前に提出した業務提案書及びプレゼンテーション用資料により行ってください。※会社名は記載しないこと

ウ パワーポイントの使用は可能ですが，市ではスクリーンのみを用意し

ます。プロジェクター・パソコン等の設備については、事業者にて用意してください。

エ 参加時に提出した業務提案書及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めません。

1 0 審査結果について

参加資格審査、書類等審査とも審査結果を、決定後速やかに文書で通知します。また、書類等審査後、ホームページ上にて審査結果を公表します。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じません。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格になります。

- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- オ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- カ 予定金額の上限金額をこえるとき。
- キ その他、業務提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続きによらなかったとき。

1 2 契約手続きについて

最優秀提案者と業務内容等について協議して最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに契約を締結します。なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがあります。

1 3 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類等審査に際して必要となる費用は、業務提案書等の提出者の負担とします。

(2) 各提出物について

持参の場合には平日の開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）までとします。

(3) 柏市情報公開条例について

柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、技術提案書等の提出書類が開示の対象となります。

1.4 担当窓口

部署名：柏市教育委員会教育総務部教育施設課

担当者：計画担当 糸川，渡部

住所：〒277-8503 千葉県柏市大島田48番地1

電話：04-7191-7379（直通）

電子メール：shisetsu@city.kashiwa.chiba.jp